

改正新旧対照表

現 行	改 正	備考																																																																																		
<p>測量作業等監督要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 県土マネジメント部の発注する測量作業の請負契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2 この要領において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本課契約 事業課において、請負者と契約を締結する請負業務</p> <p>(2) 機関契約 本課契約以外の契約</p> <p>(3) 検査員 県土マネジメント部測量・調査等業務検査要領(平成20年3月31日技第224号)による。</p> <p>(監督責任者)</p> <p>第3 監督職員を指揮するため、監督責任者をおく。</p> <p>2 監督責任者は、本課契約にあつては当該契約を担当する事業課長(以下「課長」という。)、機関契約にあつては当該契約を担当する出先機関の長(以下「所長」という。)とする。</p> <p>第4 監督職員は、次の表の区分により総括監督員、主任監督員及び監督員をおく。</p> <table border="1" data-bbox="165 1007 936 1310"> <thead> <tr> <th rowspan="2">当初設計額</th> <th colspan="3">1,000万円以上</th> <th colspan="3">1,000万円未満</th> </tr> <tr> <th>総括監督員</th> <th>主任監督員</th> <th>監督員</th> <th>総括監督員</th> <th>主任監督員</th> <th>監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹相当職</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当課長※</td> <td>又は○</td> <td></td> <td></td> <td>又は○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主査、主任技師、技師</td> <td></td> <td></td> <td>○ 内2名</td> <td></td> <td></td> <td>○ 内1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:担当課長は、担当課長又は担当課主幹とする。</p> <p>2 本課契約等で上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。</p> <p>(監督業務及び分担)</p> <p>第5 監督職員は、測量・調査等請負契約書、特記仕様書及び共通仕様書で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。</p>	当初設計額	1,000万円以上			1,000万円未満			総括監督員	主任監督員	監督員	総括監督員	主任監督員	監督員	主幹相当職	○			○			担当課長※	又は○			又は○			係長		○			○		主査、主任技師、技師			○ 内2名			○ 内1名	<p>測量作業等監督要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 県土マネジメント部の発注する測量作業の委託契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2 この要領において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁契約 事業課において、受注者と契約を締結する委託業務</p> <p>(2) 機関契約 本庁契約以外の契約</p> <p>(3) 検査職員 測量・調査業務等検査要領(令和5年7月28日付技第82号、用対第48号)による。</p> <p>(監督責任者)</p> <p>第3 監督職員を指揮するため、監督責任者をおく。</p> <p>2 監督責任者は、本庁契約にあつては当該契約を担当する本庁事業課長(以下「課長」という。)、機関契約にあつては当該契約を担当する出先機関の長(以下「所長」という。)とする。</p> <p>第4 監督職員は、次の表の区分により総括監督員、主任監督員及び監督員をおく。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1007 1886 1310"> <thead> <tr> <th rowspan="2">当初設計額</th> <th colspan="3">1,000万円以上</th> <th colspan="3">1,000万円未満</th> </tr> <tr> <th>総括監督員</th> <th>主任監督員</th> <th>監督員</th> <th>総括監督員</th> <th>主任監督員</th> <th>監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹相当職</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当課長※</td> <td>又は○</td> <td></td> <td></td> <td>又は○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任主査、主査、主任主事、主事</td> <td></td> <td></td> <td>○ 内2名</td> <td></td> <td></td> <td>○ 内1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:担当課長は、担当課長又は担当課主幹とする。</p> <p>2 本庁契約等で上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。</p> <p>(監督業務及び分担)</p> <p>第5 監督職員は、測量・調査業務等委託契約書、特記仕様書及び共通仕様書で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。</p>	当初設計額	1,000万円以上			1,000万円未満			総括監督員	主任監督員	監督員	総括監督員	主任監督員	監督員	主幹相当職	○			○			担当課長※	又は○			又は○			係長		○			○		主任主査、主査、主任主事、主事			○ 内2名			○ 内1名	
当初設計額		1,000万円以上			1,000万円未満																																																																															
	総括監督員	主任監督員	監督員	総括監督員	主任監督員	監督員																																																																														
主幹相当職	○			○																																																																																
担当課長※	又は○			又は○																																																																																
係長		○			○																																																																															
主査、主任技師、技師			○ 内2名			○ 内1名																																																																														
当初設計額	1,000万円以上			1,000万円未満																																																																																
	総括監督員	主任監督員	監督員	総括監督員	主任監督員	監督員																																																																														
主幹相当職	○			○																																																																																
担当課長※	又は○			又は○																																																																																
係長		○			○																																																																															
主任主査、主査、主任主事、主事			○ 内2名			○ 内1名																																																																														

現 行	改 正	備 考
<p>(2) 請負者から提出された「作業計画書(工程表含む。)」及び報告書の審査及び作業の進捗管理[総括監督員、主任監督員]</p> <p>(4) 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議[総括監督員、主任監督員、監督員]</p> <p>(8) 段階検査(主要な作業段階の区切り検査)、検査員の「確認検査」に先立つ成果品検査、及び「出来形検査」に先立つ既済部分の出来形監督員検査[総括監督員、主任監督員、監督員]</p> <p>(監督職員の任命)</p> <p>第6 請負契約締結後、課長並びに所長は、直ちに当該作業を担当させる監督職員を、第4で定める区分に基づき、当該所属の技術職員のうちから任命するものとする。</p> <p>(監督職員の通知)</p> <p>第7 課長並びに所長は、監督職員を任命したときは、その氏名等を「監督職員通知書」(第3号様式)により請負者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。</p> <p>(監督業務の委託)</p> <p>第8 当該作業が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により県職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第6第1項の規定にかかわらず県土マネジメント部長の承認を得て、監督業務を県職員以外の者(契約の相手方である請負者を除く。)に委託することができる。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第10 監督職員は、当該作業において、事故が発生したときは、請負者に早急に「事故報告書」を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに監督責任者及び上席監督員に報告するものとする。</p>	<p>(2) 受注者から提出された「作業計画書(工程表含む。)」及び報告書の審査及び作業の進捗管理[総括監督員、主任監督員]</p> <p>(4) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議[総括監督員、主任監督員、監督員]</p> <p>(8) 段階検査(主要な作業段階の区切り検査)、検査職員の「確認検査」に先立つ成果品検査、及び「部分引き渡し検査」に先立つ既済部分の部分引き渡し監督員検査[総括監督員、主任監督員、監督員]</p> <p>(監督職員の任命)</p> <p>第6 委託契約締結後、課長並びに所長は、直ちに当該作業を担当させる監督職員を、第4で定める区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。</p> <p>(監督職員の通知)</p> <p>第7 課長並びに所長は、監督職員を任命したときは、その氏名等を「監督職員通知書」(第3号様式)により受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。</p> <p>(監督業務の委託)</p> <p>第8 当該作業が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により県職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第6第1項の規定にかかわらず県土マネジメント部長の承認を得て、監督業務を県職員以外の者(契約の相手方である受注者を除く。)に委託することができる。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第10 監督職員は、当該作業において、事故が発生したときは、受注者に早急に「事故報告書」を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに監督責任者及び上席監督員に報告するものとする。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。</p> <p><u>この要領は、令和5年8月1日から改正施行する。</u></p>	